

秋田市移住体験住宅助成金交付要綱

〔 令和 4 年 10 月 28 日
市 長 決 裁 〕

（目的）

第 1 条 この要綱は、秋田県外在住者で、本市への移住定住を検討している者に対し、移住前に「あきた市暮らし」を体験できる機会を提供する住宅（秋田市移住体験住宅登録要綱（令和 4 年 10 月 28 日付け市長決裁）第 3 条の規定に基づき登録した住宅。以下「移住体験住宅」という。）に滞在するに当たり、移住体験住宅の利用者に対する移住体験住宅助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（助成対象者）

第 2 条 助成対象者は、第 6 条に規定する申請を行う時点において、次に掲げる要件を満たす個人とする。

- (1) 秋田県外在住者であって、秋田県において A → K I T A 登録をしている者であること。
- (2) 概ね 3 年以内の本市への移住を検討していること。
- (3) 移住体験住宅の利用に当たり、次の事項への協力に同意すること。

ア 必須事項

(ア) 市が実施するアンケート調査に回答すること。

(イ) 移住体験住宅の利用および滞在中の体験等について、本市職員又は秋田市地域おこし協力隊員設置要綱（平成 28 年 11 月 7 日市長決裁）第 2 条に規定する秋田市地域おこし協力隊員（以下「協力隊員」という。）の聞き取りに応じるほか、秋田市移住ポータルサイト「AKITANOSU」に当該聞き取り結果や画像等を掲載すること。

(ウ) 移住体験住宅の利用期間内に、本市への移住に向けた面談を行うこと。

イ 次のうち、いずれかの事項

(ア) 移住体験住宅での様子について、自ら SNS 等で情報発信すること。

(イ) 移住体験住宅での様子を自ら写真又は動画撮影し、当該画像等を市が移住PR等を目的に公開すること。

(ウ) 市が撮影した移住体験住宅での様子の写真および動画について、市が移住PR等を目的に公開すること。

(エ) その他本市の移住促進に向けたPR活動

2 前項の規定にかかわらず、世帯の構成員に過去にこの要綱による助成金の交付を受けた者がいる場合にあっては、助成金の交付を受けることができない。

3 移住体験住宅の利用に併せて秋田市移住相談ツアー助成金交付要綱（平成28年5月23日市長決裁。同項において「移住ツアー要綱」という。）第1条に規定するツアーに参加することを妨げない。ただし、移住ツアー要綱第5条に規定する助成金は受けることができない。

（助成対象経費）

第3条 助成金の交付対象経費（以下「助成対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 宿泊費

滞在する移住体験住宅における世帯の宿泊費

(2) 交通費

ア 公共交通機関を利用する場合は、居住地から移住体験住宅までの往復（以下「往復旅程」という。）に要する経費（移住体験住宅の利用に関わりのない経由地への立ち寄り等に要する経費を除く。）

イ 自動車を利用する場合は、往復旅程について高速道路の利用に係る経費（移住体験住宅の利用に関わりのない経由地への立ち寄り等に要する経費を除く。）

2 助成対象とする移住体験住宅の利用期間は、1泊2日から6泊7日までとする。ただし、自己負担による延泊を妨げない。

（助成対象外経費）

第4条 次に掲げる費用については、助成の対象としない。

(1) 移住体験住宅の利用に必要と認められない個人的な支出に係るもの

(2) 公共交通機関又は自動車以外の交通手段に係るもの

(3) 交通費および宿泊費が一体となったパック商品に係るもの

(4) 前泊又は後泊に係るもの

(5) その他助成対象経費として適当でないと判断されるもの

(助成金の交付額)

第5条 助成金は、予算の範囲内で交付することとし、助成対象経費に対する助成金の交付額（以下「助成額」という。）は、次の事項の合計した額までとする。

- (1) 宿泊費 1人1泊につき5千円を限度とし、世帯に対する助成額の上限が10万円を超える場合は、10万円とする。
- (2) 交通費 1人につき2万円を限度とし、世帯に対する助成額の合計が5万円を超える場合は、5万円とする。

(助成金交付申請)

第6条 移住体験住宅の利用に係る助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請者自ら移住体験住宅の予約をした上で、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない

- (1) 秋田市移住体験住宅助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 移住体験住宅を予約したことを確認できる書類の写し
- (3) 交通費の経費を確認できる書類の写し
- (4) 現住所が確認できる申請者の顔写真付き身分証明書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、移住体験住宅の利用を開始する予定の日から起算して14日前の日までに行わなければならない。ただし、第2条第3項の規定に基づく移住相談ツアーを利用する場合にあっては、移住体験住宅の利用を開始する予定の日から起算して30日前の日までに行わなければならない。

(助成金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、移住体験住宅の利用に係る助成金の交付の可否を決定する。

2 市長は、前項の決定について、移住体験住宅の利用に係る助成金の交付を可とする申請者（以下「助成対象者」という。）に対しては秋田市移住体験住宅助成金交付決定通知書（様式第2号）により、不可とする申請者に対しては秋田市移住体験住宅助成金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

3 前項の通知は、交付申請を受けた日から起算して14日以内（同日が休日であるときは、その翌日）に行うものとする。ただし、前条第2項のただし書きの規定に基づく申請があった場合は、交付申請を受けた日か

ら起算して30日以内（同日が休日であるときは、その翌日）に行うものとする。

（交付決定事業の中止）

第8条 助成対象者は、交付決定の事業を中止しようとするときは、速やかに、秋田市移住体験住宅助成金交付決定事業中止承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の交付決定事業中止承認申請書が提出されたときは、当該助成金の交付決定を取り消し、秋田市移住体験住宅助成金交付決定事業取消通知書（様式第5号）により、助成対象者に通知するものとする。

（交付決定内容の変更）

第9条 助成対象者は、交付決定の内容に変更が生じる場合には、秋田市移住体験住宅助成金変更交付申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更交付申請書が提出されたときは、当該申請書の内容を確認し、妥当と認められる場合には、秋田市移住体験住宅助成金変更交付決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（助成金の交付条件等）

第10条 助成対象者は、この要綱および関係法令を遵守するとともに、市長の指示事項を確実に履行しなければならない。

2 市長は、前項に定めるもののほか、助成金の交付決定に条件を付すことができる。

（実績報告）

第11条 助成対象者は、移住体験住宅の利用を終えた日から起算して30日以内に、支出に係る領収書等の写しを添えて秋田市移住体験住宅助成金実績報告書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による提出期限が、第7条第2項の規定により交付決定を通知した日の属する年度の3月31日を越えるときは、3月31日を提出期限とする。

（助成額の確定）

第12条 市長は、前条の規定により提出された報告書等に基づき、内容を精査し、助成額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成額を確定したときは、秋田市移住体験住宅助成額確定通知書（様式第9号）により、速やかに助成対象者に通

知するものとする。

(助成金の交付)

第13条 前条の通知を受けた助成対象者は、助成金交付請求書（様式第10号）を市長に提出し、助成金を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し、金額の変更および助成金の返還)

第14条 市長は、助成対象者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、助成金の交付決定を取り消し、又はその額を変更することができる。この場合において、既に助成金が交付されているときは、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱に違反したとき

(2) この要綱に基づく指示に対する違反その他不正の行為があると認められたとき

(3) 前2号に掲げる場合のほか、助成額を変更すべき事由が生じたとき

2 市長は、前項の規定により、移住体験住宅の利用に係る助成金の交付決定を取り消し、又は変更する場合にあっては秋田市移住体験住宅助成金交付（取消し・金額の変更）通知書（様式第11号）により、交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずる場合にあつては秋田市移住体験住宅助成金返還命令通知書（様式第12号）により、助成対象者に通知するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年5月13日から施行する。